

## 第1 法曹人口問題

### 1 将来的な法曹人口、司法試験合格者数の検証について

法曹資格を得た者はその後平均して43年間法曹として稼働することとなります（弁護士白書をご参照ください。）、日本の人口は2012年から減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が公表したデータによれば40年後の2066年の日本の人口は8000万人（現状から約3割減）になると予測されています。

この点、医師養成数、大学の定員のあり方等については将来の人口減少を前提とした議論が行われていますが、法曹人口、司法試験合格者数についても、将来の人口減少を踏まえた具体的な需要予測を行い、常に適正な法曹養成数に修正を加えていくことが必要と考えられます。

そこで、日弁連会長として、将来的な法曹人口、司法試験合格者数を検証するための組織を設置して、これらを検証するお考えがあるかどうか、伺います。

そのような組織を設置する場合、可能な限り、すべての単位会から委員を選任すること、単位会の推薦を尊重していただけますか。

#### 【回答】

弁護士人口は、質を確保することを大前提としつつ、需要と供給の関係を見極めつつ慎重に判断すべきである。需要がないのに供給ばかり増やして即独などの状況を作ったことは反省材料である。現時点では、大都市部もそれ以外でもいずれも弁護士が足りないとの声があり、企業、行政も積極的に採用している。そこからして、現時点では1500人では足りないとも考え得る。しかし、将来AIの飛躍的発達から弁護士の採用を控えることになる恐れがある。現時点では1500人程度にして、日弁連統計室の作業結果もみて、弁護士人口を考えるべきである。もちろん、司法試験は資格試験なの

で、本来数合わせで合否を決めるべきではない。法曹の質の担保は前提として重要な要素である。

資格試験である司法試験の合格者数について議論することが試験の性格からよいのかという疑問があり、組織の立ち上げには慎重である。ただし、その声が多いのであれば、法曹全体の人口の問題を検討する会議の設置を、横断的に組織することに賛成である。その際、委員をどうするかは、検討課題だが多くの異なる意見を受容することが大切だと考えている。

## 2 司法試験の選抜機能、弁護士需要について

(1) 2025年11月12日、本年度の司法試験の最終合格者数が1581人と発表されました。前年度(1592人)に比べ、11人減少しましたが、合格率は相変わらず40%を超えていました。特筆すべきは、受験1回目の合格者が昨年度も今年度も約1200人を数えたということです。全体の合格者数が約1600人ですから、1回目の受験で合格した者が全体の75%を占めているということになります。

また、法科大学院在学中受験の合格者は712人となり、合格者全体の半分に迫っています。こうした数字を追うと、司法試験は容易に合格できる試験になったように思えます。

ア 以上の状況を踏まえ、司法試験の選抜機能についてのご見解を伺います。

### 【回答】

法科大学院合格の選抜機能と同大学院進学の選抜機能があるので、単純に「容易に合格できる」と評価して良いかどうか疑問が残る。

イ 法科大学院在学中受験者は、既習コースの場合、実質的に法科大学院

の学習は約1年間のみで、高い合格率となっています。また「法曹コース」も考えると、法科大学院制度が創設時にうたい文句にした「プロセス重視」や「多様性」と逆行するのではないかでしょうか。

#### 【回答】

養成期間が短期になっている面は、「プロセス重視」とは逆行するとも評価しうる。短期合格者ばかりが増えて「多様性」が失われているかについては不明だが危惧している。また、未習コースの出身者の調査が必要かもしれない。

(2) 政府が目標とする司法試験合格者数1500人を上回るのは3年連続となっています。これは、全国の弁護士数が毎年1000人ずつ増えていることを意味しています。1000人というのは、毎年東北弁連または道弁連が増えていくイメージです。

そこで、それだけの弁護士需要が毎年増えていくとお考えか、そのようにお考えになる場合にはその具体的な理由をお伺いします。

#### 【回答】

先に述べたように、現時点では、大都市部もそれ以外でもいずれも弁護士が足りないとの声があり、企業、行政も積極的に採用している。そこからして、現時点では1500人では足りないとも考え得る。しかし、将来AIの飛躍的発達から弁護士の採用を控えることになる恐れがある。現時点では1500人程度にして、日弁連統計室の作業結果もみて、弁護士人口を考えるべきである。慎重な見極めが必要である。

## 第2 民事訴訟I T 化

### 1 民事訴訟I T 化の施行について

( 1 ) 最高裁判所は、民事訴訟I T 化システムとして企図したT r e e e S の開発遅延を受けて、2 0 2 5 年3 月になってm i n t s を改修して施行することを公式に通告しました。改修されたm i n t s が完成したのは同年1 0 月2 5 日であり、施行日まで約半年の期間しかありません。この期間で、システムのバグや脆弱性、不具合を検証し、2 0 2 6 年5 月には安定してシステムを利用できるとお考えですか。

#### 【回答】

懸念している。

また、最高裁判所はT r e e e S の開発を継続して、2 0 2 7 年度中にはm i n t s から切り替える方針とのことです。正確には、①施行前係属の旧法適用事件（紙利用事件。m i n t s を利用していても法的性格は紙利用事件）、②施行後のm i n t s 利用事件、③T r e e e S 利用事件の3 種類が一定期間、並行して存在することになります。弁護士にI T の利用が義務化された後、せっかく習熟したm i n t s から、長くても2 年足らずでT r e e e S に移行する（正確には、どこかの時点まではm i n t s 事件とT r e e e S 事件が併存する）ことで、混乱が生じることが懸念されるのではありませんか。

#### 【回答】

懸念している。

( 2 ) 仮に、m i n t s の脆弱性、不具合に対する検証の期間が不足し、また

T r e e e S の移行に伴う混乱が懸念されるとすれば、会長就任後、政府最高裁判所、及び国会議員に対して、どのような働きかけをするお考えですか。

【回答】

まずは脆弱性、不具合の解消を最高裁に申し入れ、早期の情報提供の要請、施行時期の延期が必要なら国会議員要請をする。

(3) 最高裁判所に対して、I T 義務化後の「センター（問い合わせ窓口）」の設置を求めますか。

最高裁のシステムなのですから、最高裁が統一的に対応しないと、現場の裁判所・書記官等も、弁護士・弁護士会・日弁連も、混乱と疲弊することになってしまうのではないかと想定します。

【回答】

求めた方がよいのではないかと考える。

## 2 民事訴訟I T 化の本人サポートについて

(1) 民事訴訟のI T 化を定めた法改正に関し、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、「政府及び最高裁判所」を名宛人として、本人訴訟の当事者が容易にI T を利用した申立て等ができるよう、日弁連等による支援を受けられる環境整備に努めることを求めていました。

2022年以降、Teamsにおける接続トラブルの続発、1(1)で述べたT r e e e S の開発遅延、2025年3月になってm i n t s を改修して施行することを最高裁判所が日弁連に公式に通告したという状況を踏まえて、政府及び最高裁判所は「環境整備」の責務を果たしたといえますか。

## 【回答】

環境を整備したとはいえないと考える。

(2) 仮に、政府及び最高裁判所が「環境整備」の責務を果たしていないとするのであれば、政府及び最高裁判所が、どのような「環境整備」をすべきであるのか、具体的に、ご教示ください。

また、会長就任後、政府及び最高裁判所に対して、公式に、そのような環境整備を求める働きかけをしますか。

## 【回答】

本人訴訟の当事者が容易にITを利用した申立て等ができるようにしなければならない。本人サポートを受けなくてもよい環境整備をする。例えば、裁判所の窓口で当事者が容易にITを利用した申立てができるような仕組みを設けることが挙げられる。

(3) 基本方針と現在の日弁連執行部の方針

ア 現在の日弁連執行部は、本人サポートを実施するかどうかは各弁護士

及び弁護士会の任意であるとしています。会長に就任されたのち、現在

の執行部の方針を引き継ぎますか。つまり、本人サポートを提供するか

どうかは、各弁護士及び各弁護士会が自由に決めて良いということです

よろしいですか。

## 【回答】

日弁連が主導して、各弁護士の過度な負担や責任、そして弁護士会に負担・責任を押し付けない仕組みができるまで推進しない、ということにすべきである。

イ 現在の日弁連執行部は、「実質サポート」の用語を使用しないと説明しています。「実質サポート」とは、内実は法律相談・法的助言ですから、「サポート」という用語を使うことがおかしいのであり、この用語を使用しないことは当然であると考えられます。

しかし、日弁連が対外的に公表している「民事裁判手続のI T化における本人サポートに関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）では、「法的助言などを伴う法律サービスとセットになったサポート業務（実質サポート）は、弁護士のみがなしうることであり、弁護士又は弁護士会が担う必要がある。」と説明しています。

そうすると、弁護士会内部と、対外的に公表している方針との用語の違いによって混乱が生じることはありませんか。

## 【回答】

現在の執行部に確認すべきだが、上記同様の感想を持っている。

ウ 仮に、多くの弁護士会が本人サポートを提供しないということになった場合、政府及び最高裁判所から、日弁連が対外的に公表している基本方針及び民事訴訟法改正後に公表された2022年5月20日「民事訴訟法等の一部を改正する法律の成立についての会長声明」に基づいて、全国的に本人サポートを提供するよう求められるのではありませんか。

その場合、日弁連から、各弁護士または弁護士会に対して、本人サポートを提供するよう、強く要請することになるのではありませんか。

仮にそのような要請がなされるのであれば、それは実質的には「任意」ではなく「強制」になるのではありませんか。

#### 【回答】

現在の執行部に確認すべきだが、上記同様の感想を持っている。

エ 現在の日弁連執行部は、民事訴訟法改正時の附帯決議において「連携」を求められているから、本人サポートをするという趣旨の説明をされています。しかし、附帯決議は政府及び最高裁判所に対して環境整備を求めていました。この環境整備が不十分であることを理由として、本人サポートを提供しないという説明が可能ではありませんか。

#### 【回答】

現在の執行部に確認すべきだが、上記同様の感想を持っている。

オ 上記のような2019年から現在に至る状況を踏まえれば（状況には、基本方針を決めた時点ではまだ本人にもITを義務化する案も検討されていましたが、その後、改正民訴法で本人には義務化しないことで決着したことも含む）、基本方針は公式に見直すべきではありませんか。

見直す場合、弁護士会に対して意見照会をされますか。

#### 【回答】

民事裁判IT化運用が迫った現在、見直し作業に着手するよりは、IT化運用が始まった後の状況を観察しつつ見直した方が良いのではないかと考

えている。その場合は弁護士会に対して意見照会してもいいが、日弁連役員（副会長、理事等）の意見を良く聞いてから決めたい。

#### （4）サポートがなければ自分ではIT対応できない本人にとってのデメリット

本人サポートは、基本的に、本人が自分ではITを利用できないという想定です。本人サポートで、本人がオンライン利用に誘導されると、オンライン提出だけでなく、相手の提出物の受け取りもオンラインになり、さまざまな通知・連絡もオンラインで届きます。結局、サポートーがオンライン対応するだけで、本人にはITの利便性は何も関係ありません。

そこで、質問です。

本人は、本人サポートを利用しなければ、従来どおり紙で提出し紙で受け取れるのに、本人サポートに誘導されると、サポート費用を負担し、さらに提出及び受け取り確認などで、サポートーの操作ミスやシステムエラーのリスク、見落としのリスクなどを負担することになります。本人にとっては逆に不利益ではありませんか。

#### 【回答】

確かに、不利益となる面はある。

#### （5）弁護士・弁護士会にとって

ア 仮に弁護士や弁護士会が「本人サポート」を提供した場合、たとえば、以下の①ないし④のようなりスクがあるのではありませんか。リスクがあるとのお考えであれば、日弁連としてどのような対応をすべきと、お考えですか。

- ① 「本人サポート」は「事実行為」であるため、弁護士賠償責任保険の適用がないこと。
- ② I T の専門家ではないのに操作ミスやシステムエラーのリスクを負うこと。
- ③ アップロードだけを引き受けすることは基本的にむずかしいと思われます。受け取りや通知もオンラインになってしまふところ、本人サポートを利用する本人は、そのような対応が難しい想定だからです。そのため、弁護士がシステム送達受取人の届出を余儀なくされることになるでしょう。そうすると、相手のオンライン提出やさまざまなオンライン通知を見落とさず、裁判進行に間に合うように必要なダウンロードを行って本人に交付し、裁判所からの通知も含めて本人に速やかな連絡をする、等々の責任が発生するのではないかでしょうか。

それらに見落としやミスがあった場合、責任を追及されるのではないでしょうか。訴訟代理人ではなく、事実行為だけを依頼されたのにもかかわらず、です。

### 【回答】

確かに、弁護士に不利益となる面はあると考えられる。

- ④ 「事実行為」とはいえ、本人サポートを依頼した本人もしくは相手方から、利益相反、守秘義務、信頼関係の問題等々、さまざまトラブルが起きる可能性があります。

たとえば、本人サポートの契約をした後、本人からアップロードを依頼された書類に、名誉毀損その他、提出に法的な問題のある内容が含まれている場合、弁護士はどうしたらいいのでしょうか。

イ　本人サポートについての相談があった場合、特に自分自身でI Tを利用できないあるいは利用が困難な人の場合、弁護士には、「①本人訴訟の場合は従来どおり紙で裁判できること。②本人サポートを利用した場合は全てオンライン対応になること。その場合のリスクなどのデメリット」を、

きちんと説明する責務があるのではないでしょうか。

### 【回答】

「責務」という表現が妥当かどうかはともかく、「説明すべきだ」と考える。

## ( 6 ) 非弁行為との関係

「非弁対策のためにも弁護士・弁護士会が本人サポートをする必要がある。」との意見がありますが、「本人サポート」の内容は「事実行為」であり、有償・無償を問わず、弁護士でなくとも誰でもできます。日弁連が「本人サポート」を広報すればするほど、逆に、当事者が「本人サポート」を受ける必要があると誤解して、他の業者等に誘導することになるのではありませんか。

むしろ、自分でI Tの利用がむずかしい当事者は、これまでどおり紙で提出できて、相手からも紙で受け取れることを広報した方が、非弁対策になるのではありませんか。

### 【回答】

現在の執行部に確認すべきだが、おっしゃっているリスクが生じる可能性があると感じる。

### 第3 当番弁護士の登録者数

1 現在、当番弁護士に登録して、実働していますか。

【回答】

現在は登録していない。

2 現在、登録して、実働していないとして、いつまで登録して実働していましたか。

【回答】

当初は登録していたが、いつまで登録していたかは確認する。

3 登録して実働しなくなった理由を教えてください。

【回答】

国際司法支援の各プロジェクト、ハーグ条約案件を含めたADR あつせん人、原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員、東日本大震災復興支援委員会委員としての各種法律相談委員など自分の時間の30%～40%程度は委員会以外の公益活動を長年してきたことから、自身の公益活動としてそのような活動を中心にしてきた。日弁連での活動は30年以上となるがその間、嘱託、室長、委員会委員長、常務理事など多くの役職も経験してきた。このような他の公益活動、プロボノ活動で多忙となり、刑事事件を担当する余裕がなくなったことが残念である。

4 現在、全国の弁護士会で、当番弁護士の登録者数が減少していますが、そ

の理由について、どのように考えますか。

「費用が安すぎるから」とか、「負担が重いから」という指摘もありますが、それは10年前も同じだったのではありませんか。

### 【回答】

「当番弁護士」の登録者数が減少しているというが実態は「被疑者国選弁護士」の登録者数が減少しているということではないかと考える。すなわち、今から30数年前に当番弁護士制度が発足したとき、それは「逮捕・勾留された被疑者に1回だけ無料で接見する制度」であった。当番弁護士はその1回無料の接見につき1万円といった日当を得て、それで活動は終了であった。ところが、今から15年位前に被疑者国選制度が導入されたとき、多くの弁護士会でこの当番弁護士の名簿と被疑者国選の名簿とを連動させたものと思われる。この被疑者国選は導入当初対象事件が限定されていたところ、その後順次拡大され、今日では勾留全件が対象となっている。そうすると、発足当初は1回の接見で日当を得て終了であった当番弁護士が、今日では初回接見から20日間の被疑者国選、そしてこれが起訴されると被告人国選として、数か月の活動を伴う弁護活動に大きく変容したといえる。この発足当初の当番弁護士の負担と、現在の当番弁護士こと被疑者被告人国選の負担との差は隔絶の感がある。この負担感の差が当番弁護士こと被疑者被告人国選の登録者減少の一因であると推測する。もう一つの要因は、そのような多大の負担ある当番弁護士こと被疑者被告人国選の報酬の低さと考える。この点、昔の国選弁護は、「国費で要請された者の義務」として多くの会員が低報酬をいとわず受任していた。そもそも、昔は国選弁護もプロボノに位置づけられていたくらいである。10年前、少なくとも被疑者国選導入前と今日とで「費用が安すぎる」、「負担が重いから」のレベルは格段に違う。

このように、当番弁護士数の減少は、被疑者国選の導入と拡大及び低報酬

並びに法曹養成性に対する国費投入の脆弱さ、にあると考える。

- 5 以前と比べて、「登録後○年目～○年後」の世代ごとで、顕著に登録率が下がっている世代はありますか。ある場合は、具体的な内容を教えてください。また、その理由について、どのように考えますか。

【回答】

調査しないと分からぬ。

- 6 登録して実働する人を増やすための方策として、任期中に、具体的にどのような施策を講じますか。

【回答】

前述した原因分析を基にすると、①報酬増を法テラスに働きかける、②(司法研修所を維持するにせよ、ロースクールに一本化するにせよ) 法曹養成に対する国費投入の大幅増を図り、併せて法曹養成の中で「国費で要請された者の義務」という感覚を涵養する。

#### 第4 広告規制問題

- 1 弁護士業務広告の規制のための日弁連の取組について（そのための予算化を）

(1) 投資詐欺対応の弁護士業務広告、債務整理対応の弁護士業務広告などの分野においては、業務広告の弊害が著しいと思われます。

TV広告や近年著しいリスティング広告（検索連動型広告）のような高額の広告料を要する広告は、本来、大量販売・大量消費を前提とした商品になじむ広告です。他方、弁護士業務は、職人的な側面があることや、紛

争に関わる業務であるため、業務自体が大変手間のかかるもので、大量販売・大量消費とはなじまないものと考えられます。

したがって、大量販売・大量消費を前提とした高額な広告は弁護士業務にはなじまず、その利用は不適切ではないかと考えられます。

TV広告のように高額の広告料を支払うことは、反面で弁護士業務がおろそかになったり、難しい業務は回避して大量処理のみができる簡易な業務のみに従事することなど、収益のために業務がゆがめられることにつながりやすく、ひいては弁護士に対する社会的信頼の低下につながるおそれがあります。

(2) 次に広告の内容面についてですが、2017年に広告が景表法違反だということで措置命令が出されたのは債務整理対応の広告でした。

国際ロマンス詐欺の被害救済をうたうネット広告は、回収の見込みがない状況においては虚偽広告になります。投資詐欺被害、情報商材詐欺被害についても、それと同種の欺瞞的広告が多数あります。

日弁連は、これらに対しては、2025年に規則改正、指針改正を行ったところですが、それらのルールの執行という点では、特段の措置を講じてはいません。医療広告の分野では厚労省がネットパトロール事業を実施して、違反広告の調査をして執行につなげています。

(3) そこで、次のとおり、質問いたします。

ア 業務広告の制限につき、内容面のみならず、広告料の金額の上限規制を求める意見もありますが、どうお考えですか。

### 【回答】

広告料の上限規制は独占禁止法等の法律との関係やそれが効果的な方策であるかを十分に精査しなければならないと思います。

イ 業務広告に対するルールの執行については、日弁連でも早急に対応していくことが必要ではないでしょうか（医療分野におけるネットパトロール事業のような取組）。

【回答】

どこまで日弁連で広告規制ができるか精査して対応してきたいと考えます。

第5 弁護士に共通する「本質」は何か

弁護士人口が5万人近くとなり、弁護士の活動領域も多様化していますが、全ての弁護士に共通する「本質」は何であると考えますか。

その「本質」を維持、発展させるために、任期中、どのような施策を講じますか。

【回答】

弁護士の本質は、弁護士の独立性、人権擁護、弁護士自治、公共性（プロフェッショナル性）だと考えます。その視点から各分野において選挙公報で述べたようなは施策を講じていきたいと思いますので、ご支援のほどお願い申し上げます。

以上